



環関地野発第120703002号

平成24年7月3日

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会 代表 殿

関東地方環境事務所長



「国際的に重要な湿地」の指定について

平成24年6月29日環境省告示第102号により渡良瀬遊水池が、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）第2条1に規定する湿地として指定されたので、当該官報告示の写しを参考送付します。

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 総務省組織規則の一部を改正する省令（総務六〇）
- 戸籍等の謄本等、登録原票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部を改正する省令（総務・法務二）
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令の一部を改正する省令（同三）
- 戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令（法務三〇）
- 博物館法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二四）
- 環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一九）

### 〔告 示〕

- 災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（内閣府一九五）
- イラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けが行われなくなると認められる日を定める件（内閣府・外務・国土交通一）
- 特定国外派遣組織を指定する件（総務二四四、二四五）
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を指定した件の一部を改正する件（同二四六）
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を指定した件の一部を改正する件（同二四七）
- 公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件の一部を改正する件（同二四八）
- 除籍が滅失した件（法務二五九）

### 三

- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二）に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（同二六〇）
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二）に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第一条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針の一部を改正する件（同二六一）
- 日本国に帰化を許可する件（同二六二）
- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務二二一）
- 平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同二二二）
- 平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同二二三）
- 出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（同二二四）

### 三

- 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁二三、二四）
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（厚生労働四一一）
- 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同四一三）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七五二）
- 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の指定湿地を指定した件（環境一〇一〜一〇九）
- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛大臣が指定する施設として指定した件（防衛一六五）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 法務省 財務省

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔官庁報告〕

### 労働

争議行為の通知の公表について

（厚生労働省）

（以下次のページへ続く）

字岩駄馬

- 一 一〇番から一一二番四号まで
- 一 二二番から二二四番まで
- 一 二五番一及び二二五番二
- 一 二六番一及び二二六番二
- 一 二四番二、二二四番六及び二二四番九

(二) 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和五十六年建設省告示第四百八十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。)

- 一 一九一番イ 一号及び二号
- 一 二二八番 九号
- 一 二二三番 十号
- 一 二三四番 十一号及び十二号
- 一 二三五番 十三号から十五号まで及び二十号
- 一 二二四番 十六号から十九号まで
- 一 二二〇番 七号
- 一 一一一〇番 三号及び四号
- 一 一五五〇番イ 六号
- 一 一五六一番イ 八号

字奥ヲロノ川

字上城山

字下城山

○環境省告示第百一号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、北海道庁及び亀田郡七飯町役場に備え付けて供覧する。

- 一 名称 環境大臣 細野 豪志
- 二 区域 北海道亀田郡七飯町字大沼町、字上軍川、字軍川、字西大沼及び字東大沼の各部
- 三 区域図(省略) 北海道亀田郡七飯町所在大沼、小沼及び専菜沼の全部

○環境省告示第百三十三号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、茨城県庁、栃木県庁、群馬県庁、埼玉県庁並びに係市役所及び関係町役場に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

- 一 名称 環境大臣 細野 豪志
- 二 区域 茨城県古河市悪戸及び古河の各一部
- 一 名称 環境大臣 細野 豪志
- 二 区域 栃木県栃木市藤岡町、小山市大字下生井及び大字白鳥並びに下都賀郡野木町大字野渡、大字野木及び大字友沼の各一部
- 一 名称 環境大臣 細野 豪志
- 二 区域 群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬の一部
- 一 名称 環境大臣 細野 豪志
- 二 区域 埼玉県加須市小野袋、柏戸及び向古河の各一部

○環境省告示第百三十三号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、富山県庁及び中新川郡立山町役場に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

- 一 名称 環境大臣 細野 豪志
- 二 区域 立山弥陀ヶ原・大日平
- 三 区域図(省略) 富山県中新川郡立山町芦崎寺の一部

一 名称 中池見湿地

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、愛知県庁及び豊田市役所に備え付けて供覧する。

○環境省告示第百五十五号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、愛知県庁及び豊田市役所に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

- 一 名称 環境大臣 細野 豪志
- 二 区域 福井県敦賀市大字櫻曲、大字泉及び大字津内
- 三 区域図(省略) 福井県敦賀市大字櫻曲、大字泉及び大字津内の各一部

○環境省告示第百六十六号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、兵庫県庁及び豊岡市役所に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

- 一 名称 環境大臣 細野 豪志
- 二 区域 兵庫県豊岡市城崎町楽々浦、城崎町戸島、城崎町桃島、気比、田結及び畑上の各一部
- 三 区域図(省略) 兵庫県豊岡市所在円山川の一部

一 名称 宮島

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、熊本県庁及び荒尾市役所に備え付けて供覧する。

○環境省告示第百九十九号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、熊本県庁及び荒尾市役所に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

- 一 名称 環境大臣 細野 豪志
- 二 区域 熊本県荒尾市の一部
- 三 区域図(省略) 熊本県荒尾市の一部

○環境省告示第百九十九号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、沖縄県庁及び古島市役所に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

- 一 名称 環境大臣 細野 豪志
- 二 区域 与那覇湾
- 三 区域図(省略) 沖縄県宮古島市下地及び平良の各一部

○防衛省告示第百六十五号

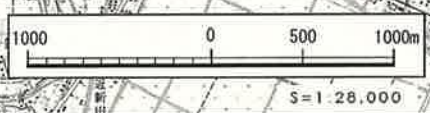
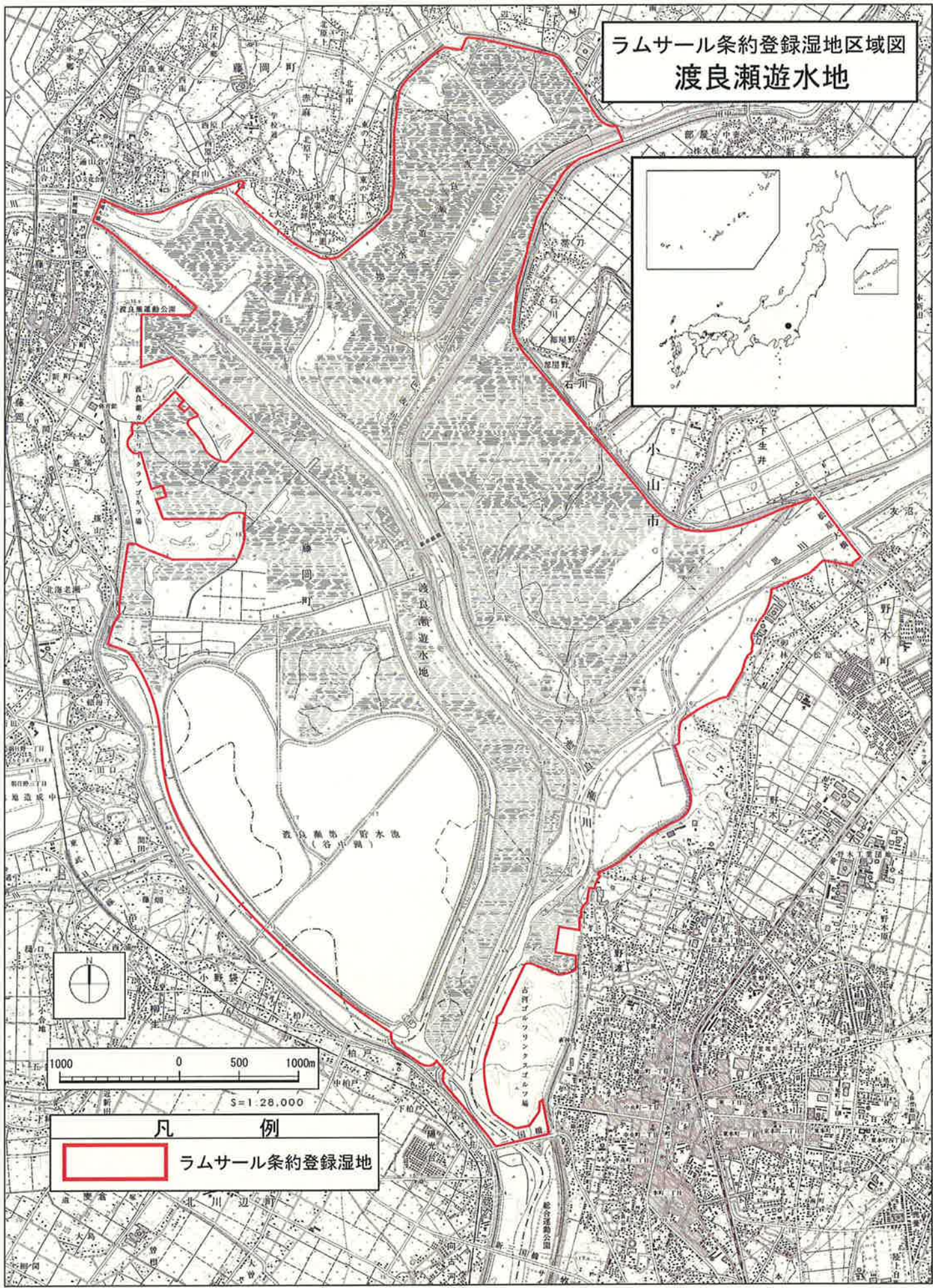
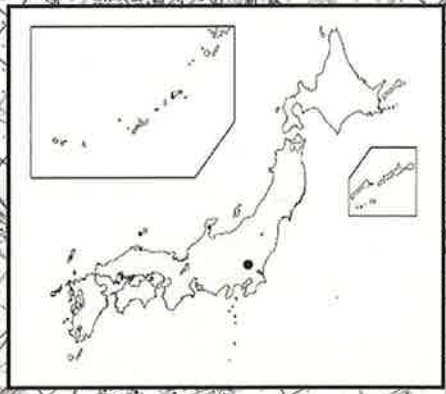
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)第十二条の規定に基づき、防衛大臣が指定する施設として次のものを指定したので、同令第十九条の規定により、告示する。

昭和四十九年防衛施設庁告示第八号(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき防衛施設庁長官の指定する施設として指定した件)は、廃止する。


平成二十四年六月二十九日

- 一 名称 防衛大臣 森本 敏
- 二 区域 市町村の主たる事務所

ラムサール条約登録湿地区域図  
渡良瀬遊水地



凡 例

 ラムサール条約登録湿地